

別紙

諮問第954号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇が保有する〇〇の指導経過記録票のうち、〇〇と児童相談所のやり取りが記載された部分」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年11月19日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定における非開示情報は、条例16条2号あるいは6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年3月23日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年5月24日に実施機関から理由説明書を收受し、令和5年1月23日（第229回第二部会）から同年2月28日（第230回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 児童相談所について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定めている。

また、都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令甲第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

イ 指導経過記録票について

指導経過記録票は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）12条2項に基づき、児童又はその保護者に関して作成する記録であり、当該事案への関与が長期化する場合や担当職員に変更があった場合にも、当該指導経過記録票を通じて一貫性のある援助等を実現するため、児童相談所が対象児童に関する相談を受けた時からの記録を記載するものである。

ウ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、「受付番号〇〇の指導経過記録票のうち、開示請求者と児童相談所のやり取りが記載された部分」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち「相談主訴」欄、「要旨」欄の一部並びに「詳細」欄の一部又は全部を条例16条2号あるいは6号にそれぞれ該当するとして、当該部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

審査会は、当該非開示情報について、「要旨」欄における開示請求者以外の個人に関する情報を本件非開示情報1に、「相談主訴」欄、「要旨」欄における本件非開示情報1以外のもの及び「詳細」欄を本件非開示情報2に分類した上で、本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について判断する。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、開示請求者以外の人物の氏名が記載されていることが確認された。これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当し、また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、児童相談所が該当すると判断した相談の区分、指導経過記録票の対象である児童及びその保護者に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針、内部での連絡調整内容並びに児童相談所と関係者とのやり取りに関する情報が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的見地に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施しており、当該情報は、単なる事実の記載のみならず、実施機関が行った評価及び判断の内容であるとのことである。

相談援助活動に求められる専門性の高さや課題の複雑さを踏まえれば、これらの情報を開示することとなると、実施機関において、今後の事案検討や記録作成に際し、検討内容が開示された場合の本人の感情や反応等を懸念するあまり、率直な意見を述べることに消極的になるなど、忌憚のない意見交換が行われなくなり、また、記載内容を簡略化するなどの事態が想定され、その結果、相談援助業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子